

短答式試験問題集  
[刑法・刑事訴訟法]

[刑法]

〔第1問〕（配点：3）

因果関係に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No. 1]，[No. 2] 順不同）

1. 甲が、Vの胸部、腹部及び腰部を殴打したり足蹴りしたりする暴行を加えたところ、それに耐えかねたVは、その場から逃走した際、逃げることに必死の余り、過って路上に転倒し、縁石に頭部を打ち付けたことによって、くも膜下出血により死亡した。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がある。
2. 甲が、Vを突き倒し、その胸部を踏み付ける暴行を加え、Vに血胸の傷害を負わせたところ、Vは、Vの胸腔内に貯留した血液を消滅させるため医師が投与した薬剤の影響により、かねてVが罹患していた結核性の病巣が変化して炎症を起こし、同炎症に基づく心機能不全により死亡した。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がない。
3. 甲は、自動車を運転中、過って同車をVに衝突させてVを同車の屋根に跳ね上げ、その意識を喪失させたが、Vに気付かないまま同車の運転を続けるうち、同車の助手席に同乗していた乙がVに気付き、走行中の同車の屋根からVを引きずり降ろして路上に転落させた。Vは、頭部打撲傷に基づくくも膜下出血により死亡したところ、同傷害は、自動車と衝突した際に生じたものか、路上に転落した際に生じたものかは不明であった。この場合、甲の衝突行為とVの死亡との間には、因果関係がある。
4. 甲は、狩猟仲間のVを熊と誤認して猟銃弾を1発発射し、Vの大腿部に命中させて大量出血を伴う重傷を負わせた直後、自らの誤射に気付き、苦悶するVを殺害して逃走しようとして決意し、更に至近距離からVを目掛けて猟銃弾を1発発射し、Vの胸部に命中させてVを失血により即死させた。Vの大腿部の銃創は放置すると十数分で死亡する程度のものである一方、胸部の銃創はそれ単独で放置すると半日から1日で死亡する程度のものであった。この場合、甲の2発目の発射行為とVの死亡との間には、因果関係がない。
5. 甲は、Vの頭部を多数回殴打する暴行を加えた結果、Vに脳出血を発生させて意識喪失状態に陥らせた上、Vを放置して立ち去った。その後、Vは、甲とは無関係な乙から角材で頭頂部を殴打される暴行を加えられ、死亡するに至った。Vの死因は甲の暴行により形成された脳出血であり、乙の暴行は、既に発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えたものであった。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がある。

〔第2問〕（配点：2）

略取、誘拐及び人身売買の罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No. 3]）

- ア. 営利の目的で未成年者を買収した場合、未成年者買収罪のみが成立する。
  - イ. 身の代金目的誘拐罪は、近親者その他誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的を主観的要素とする目的犯である。
  - ウ. 身の代金目的で成年者を略取し、公訴が提起される前に同成年者を安全な場所に解放すれば、身の代金目的略取罪の刑が必要的に減輕される。
  - エ. 未成年者誘拐罪は親告罪である。
  - オ. 親権者は、未成年者誘拐罪の主体とはならない。
1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

【第3問】(配点：2)

次の【記述】中の①から④までの( )内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 4])

【記述】

被害者の同意が問題となる場合としては、一般に以下のような分類がなされている。第1は、被害者の意思に反することが構成要件要素になっている場合であり、この類型においては、被害者の同意は構成要件該当性を阻却する。窃盗罪は、この類型に①(a. 入る・b. 入らない)。第2は、被害者の同意の有無が犯罪の成立に影響を及ぼさない場合である。13歳未満の者に対するわいせつ行為は、この類型に②(c. 入る・d. 入らない)。第3は、被害者の同意がある場合とない場合が分けて規定され、被害者の同意があると軽い方の罪が成立する場合である。業務上墮胎罪は、この類型に③(e. 入る・f. 入らない)。第4は、被害者の同意が行為の違法性を阻却する場合である。住居侵入罪の「侵入」を住居権者・管理権者の意思に反する立入りと解した場合、同罪は、この類型に④(g. 入る・h. 入らない)。

1. ① a ② c ③ e ④ h
2. ① a ② c ③ f ④ h
3. ① a ② d ③ f ④ g
4. ① b ② c ③ e ④ h
5. ① b ② d ③ f ④ g

【第4問】(配点：2)

わいせつ物頒布等の罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、甲に( )内の罪が成立しないものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 5])

- ア. インターネットを介した書籍販売業を営む甲は、日本語で書かれたわいせつな文書である小説を、その購入を申し込んできた日本国内在住の多数の外国人に販売したところ、いずれの外国人も日本語の読解能力に乏しく、同小説の内容を理解できなかった。(わいせつ物頒布罪)
- イ. 甲は、インターネットを介して多数の希望者を募った上、その希望者らに無料で交付する目的で、わいせつな映像を記録したDVDを所持した。(わいせつ物有償頒布目的所持罪)
- ウ. 甲は、わいせつな映像を記録したDVDの販売業者に対してそのDVDの購入を申し込み、これを購入した。(わいせつ物頒布罪の教唆犯)
- エ. DVDのレンタル業を営む甲は、わいせつな映像を記録したDVDを、多数の顧客へ有償で貸し出した。(わいせつ物頒布罪)
- オ. 甲がインターネットを介したわいせつな映像の販売業を営み始めたところ、その購入を申し込んできた顧客は1名だけであったが、甲は、その者に対して、電子メールに同映像のデータを添付して送信した。(わいせつ物頒布罪)

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. ウ オ

〔第5問〕（配点：2）

次の【事例】に関する後記アからエまでの各【記述】を判例の立場に従って検討し、誤っているものを全て選んだ場合の組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.6〕）

【事例】

土木作業員甲及び乙は、現場監督者丙の監督の下で、X川に架かる鉄橋の橋脚を特殊なA鋼材を用いて補強する工事に従事していたが、作業に手間取り、工期が迫ってきたことから、甲及び乙の2人で相談した上で、より短期間で作業を終えることができる強度の弱いB鋼材を用いた補強工事を共同して行った。その結果、工期内に工事を終えることはできたものの、その後発生した豪雨の際、A鋼材ではなくB鋼材を用いたことによる強度不足のために前記橋脚が崩落し、たまたま前記鉄橋上を走行していたV1運転のトラックがX川に転落し、V1が死亡した。なお、甲及び乙は同等の立場にあり、甲及び乙のいずれについても、B鋼材を工事に用いた場合に強度不足のために前記橋脚が崩落することを予見していなかったものの、その予見可能性があったものとする。

【記述】

- ア. 甲及び乙には、強度の弱いB鋼材で補強工事を行うことの意味連絡はあるが、不注意の共同はあり得ないから、甲及び乙に業務上過失致死罪の共同正犯が成立する余地はない。
- イ. 丙は、甲及び乙が強度の弱いB鋼材で補強工事を行っていることを認識していたが、工期が迫っていたことから、これを黙認したという場合、直接行為者である甲及び乙に過失が認められたとしても、更に丙に過失が認められる余地がある。
- ウ. 仮に、甲及び乙において、V1が死亡するに至る実際の因果経過を具体的に予見することが不可能であった場合、甲及び乙には業務上過失致死罪は成立しない。
- エ. 仮に、V1運転のトラックの荷台に、V1に無断でV2が乗り込んでおり、同トラックがX川に転落したことによって、V1及びV2の両名が死亡した場合、甲及び乙にはV2に対する業務上過失致死罪は成立しない。

1. ア イ ウ      2. ア ウ エ      3. ア エ      4. イ ウ      5. ウ エ

〔第6問〕（配点：2）

次の各【見解】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.7〕）

【見解】

- A説：遺棄罪は、生命・身体に対する危険犯である。
- B説：遺棄罪は、生命に対する危険犯である。

【記述】

1. 「自説のように解さないと処罰範囲が広くなり過ぎる」ことは、B説の根拠となり得る。
2. 「刑法第219条（遺棄等致死傷罪）が致傷罪という加重処罰規定を置いている」ことは、A説の根拠となり得る。
3. 「刑法第218条（保護責任者遺棄罪）が生存に必要な保護をしなかったことを遺棄とともに処罰の対象としている」ことは、B説の根拠となり得る。
4. 「遺棄罪の懲役刑の上限が傷害罪の懲役刑の上限よりも軽い」ことは、B説の根拠となり得る。
5. 「刑法典は、殺人、傷害、過失傷害、墮胎の各罪の章の後に遺棄の罪の章を置いている」ことは、A説の根拠となり得る。

〔第7問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.8〕）

1. 甲が乙に対し、深夜の公園で待ち伏せしてAから金品を喝取するように教唆したところ、乙は、その旨決意し、深夜の公園でAを待ち伏せしたが、偶然通り掛かったBをAと誤認してBから金品を喝取した。乙は、人違いに気付き、引き続きAを待ち伏せして、通り掛かったAから金品を喝取しようとしてAを脅迫したが、Aに逃げられてしまい金品を喝取することができなかった。甲にはAに対する恐喝未遂罪の教唆犯のみが成立する。
2. 甲が乙に対し、Aをナイフで脅してAから金品を強取するように教唆したところ、乙は、その旨決意し、Aをナイフで脅したが、その最中に殺意を抱き、Aの腹部をナイフで刺してAに傷害を負わせ、Aから金品を強取したものの、Aを殺害するには至らなかった。甲には強盗罪の教唆犯が成立するにとどまる。
3. 甲が乙に対し、留守宅であるA方に侵入して金品を窃取するように教唆したところ、乙は、その旨決意したが、B方をA方と誤認してB方に侵入し、その場にいたBから金品を強取した。甲にはB方への住居侵入罪及びBに対する窃盗罪の教唆犯が成立する。
4. 甲が乙に対し、現住建造物であるA家屋に放火するように教唆したところ、乙は、その旨決意し、A家屋に延焼させる目的で、A家屋に隣接した現住建造物であるB家屋に放火したが、B家屋のみを焼損し、A家屋には燃え移らなかった。甲にはA家屋に対する現住建造物等放火未遂罪の教唆犯のみが成立する。
5. 甲は、土建業者AがB市発注予定の土木工事を請け負うためB市役所土木係員乙に現金を供与しようと考えていることを知り、乙に対し、Aに工事予定価格を教える見返りとしてAから現金を受け取り、Aに工事予定価格を教えるように教唆したところ、乙は、その旨決意し、Aとの間で、Aに工事予定価格を教える旨約束して、Aから現金100万円を受け取ったが、その後、工事予定価格を教えなかった。甲には加重収賄罪の教唆犯が成立する。

〔第8問〕（配点：2）

放火の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.9〕）

1. 甲は、住宅街の駐車場に駐車中の乙所有の自動車を燃やそうと考え、自己の自動車に灯油を積みライターを持って同自動車を運転して同駐車場に向かったところ、その途中、交通事故を起こし、乙所有の自動車を放火することができなかった。この場合、甲には、建造物等以外放火罪の予備罪が成立する。
2. 甲は、乙が居住する乙所有の家屋を燃やそうと考え、同家屋に放火し全焼させたところ、同家屋内で就寝中の乙が焼死した。甲が乙を殺そうと考えて同家屋に放火した場合でも、甲には、法定刑に死刑を含む現住建造物等放火罪のみが成立する。
3. 甲は、山奥で乙を殺害した後、乙の失踪を装うため、乙が一人で居住していた丙所有の家屋を燃やそうと考え、同家屋に放火し全焼させた。同家屋に人がいなかった場合でも、甲には、現住建造物等放火罪が成立する。
4. 甲は、不要となった甲所有の自動車を燃やそうと考え、同自動車に放火し全焼させ、公共の危険を生じさせた。甲に公共の危険が生じることについての認識がなかった場合でも、甲には、建造物等以外放火罪が成立する。
5. 甲は、乙が居住する乙所有の家屋を燃やそうと考え、同家屋の壁際に駐車されていた乙所有の自動車に放火して焼損し、同家屋への延焼の危険を生じさせたが、その火は通行人により消し止められ、同家屋に燃え移らなかった。この場合、甲には、建造物等以外放火罪のみが成立する。

【第9問】（配点：4）

次のアからオまでの各事例における甲の罪責について、判例の立場に従って検討し、（ ）内の犯罪が既遂になる場合には1を、未遂にとどまる場合には2を、既遂にも未遂にもならない場合には3を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.10】から【No.14】）

ア. 甲は、会社事務所内において現金を窃取して、戸外に出たところを警備員乙に発見されて取り押さえられそうになったため、逮捕を免れようと考え、乙に対し、刃体の長さ20センチメートルの出刃包丁をその腹部に突き付け、「ぶっ殺すぞ。」と怒鳴り付けたが、偶然その場を通り掛かった警察官に取り押さえられ、逮捕を免れることができなかった。（事後強盗罪）【No.10】

イ. 甲は、行使の目的で、カラープリンターを用いて、複写用紙に真正な千円札の表面及び裏面を複写して千円札を偽造しようとしたが、カラープリンターの操作を誤ったため、完成したものは、一般人がこれを一見した場合に真正な千円札と誤認する程度の外観を備えたものではなかった。（通貨偽造罪）【No.11】

ウ. 甲は、通行中の乙に因縁を付けて乙から現金を脅し取ろうと考え、乙に対し、「俺をにらんできただろ。金を払えば許してやる。金を出せ。」などと大声で怒鳴り付けて反抗を抑圧するに至らない程度の脅迫を加え、同脅迫により畏怖した乙は、甲に現金を直接手渡さなかったものの、甲が乙のズボンのポケットから乙が所有する現金在中の財布を抜き取って持ち去るのを黙認した。（恐喝罪）【No.12】

エ. 甲は、知り合いの女性乙を自己が運転する自動車に乗せて同車内において強いて姦淫しようと考え、乙に対し、「自宅まで送ってあげる。」とうそを言ったところ、乙は、これを信じて同車に乗り込んだが、甲の態度を不審に思い即座に同車から降りた。（強姦罪）【No.13】

オ. 甲は、会社事務所にある現金を窃取する目的で、門扉に囲まれ、警備員が配置されて出入りが制限されている同事務所の敷地内に扉を乗り越えて立ち入ったが、同事務所の建物に立ち入る前に警備員に発見され敷地外に逃走した。（建造物侵入罪）【No.14】

【第10問】（配点：2）

名誉毀損罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、【No.15】）

1. 摘示される「事実」は、非公知のものでなければならないから、公知の事実を摘示した場合には、名誉毀損罪は成立しない。
2. 事実の摘示が「公然」といえるためには、摘示内容を不特定かつ多数人が認識し得る状態にあったことが必要であるから、不特定ではあるが、少数人しか認識し得ない状態にとどまる場合には、名誉毀損罪は成立しない。
3. 名誉の主体である「人」は、自然人に限られるから、法人の名誉を毀損した場合には、名誉毀損罪は成立しない。
4. 死者の名誉を毀損したとしても、虚偽の事実を摘示した場合でなければ処罰されないから、摘示した事実が真実である場合には、名誉毀損罪として処罰されない。
5. 人の名誉を侵害するに足りる事実を公然と摘示したとしても、現実に人の名誉が侵害されていない場合には、名誉毀損罪は成立しない。

【第11問】（配点：2）

学生A、B及びCは、次の【事例】における甲の罪責について、後記【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑤までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.16]）

【事例】

甲は、乙がVに対して暴行を加えていたところに通り掛かり、乙との間で共謀を遂げた上、乙と一緒にVに対して暴行を加えた。Vは、甲の共謀加担前後にわたる一連の暴行を加えられた際に1個の傷害を負ったが、Vの傷害が、甲の共謀加担前の乙の暴行により生じたのか、甲の共謀加担後の甲又は乙の暴行により生じたのかは、証拠上不明であった。

【会話】

学生A. 私は、共犯は自己の行為と因果関係を有する結果についてのみ責任を負うという見解に立ち、後行者は、共謀加担前の先行者の暴行により生じた傷害結果には因果性を及ぼし得ないと考えます。事例の場合、甲には①（a. 暴行罪・b. 傷害罪）の共同正犯が成立すると考えます。事例とは異なり、Vの傷害が甲の共謀加担後の甲又は乙の暴行により生じたことが証拠上明らかな場合、甲には傷害罪の共同正犯が②（c. 成立する・d. 成立しない）と考えます。

学生B. A君の見解に対しては、甲に対する傷害罪の成立範囲が③（e. 狭く・f. 広く）なり過ぎるとの批判が可能ですね。

学生C. 私は、事例の場合には、同時傷害の特例としての刑法第207条が適用され、甲は、Vの傷害結果について責任を負うと考えます。その理由の一つとして、仮に甲が乙と意思の連絡なく、Vに暴行を加えた場合に比べ、事例における甲が④（g. 不利・h. 有利）に扱われることになるのは不均衡であると考えられることが挙げられます。

学生B. 乙には、甲の共謀加担前後にわたる一連の暴行の際にVに生じた傷害結果についての傷害罪が成立するのであり、傷害結果について責任を負う者が誰もいなくなるわけではないということは、C君の⑤（i. 見解に対する批判・j. 見解の根拠）となり得ますね。

1. ① a ② c ③ e ④ h ⑤ i
2. ① b ② d ③ f ④ g ⑤ j
3. ① a ② c ③ f ④ g ⑤ j
4. ① b ② c ③ e ④ h ⑤ i
5. ① a ② c ③ e ④ g ⑤ j

【第12問】（配点：2）

犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.17]）

ア. 犯人の親族が当該犯人の利益のために犯人蔵匿罪を犯したときは、当該親族に対する刑は減輕しなければならない。

イ. 犯人隠避罪の「罰金以上の刑に当たる罪を犯した者」には、犯人として既に逮捕・勾留されている者は含まれない。

ウ. 証拠隠滅罪の「他人の刑事事件」は、犯人蔵匿罪と異なり、罰金以上の刑に当たる罪に限られない。

エ. 証人等威迫罪の「威迫」は、相手と面会して直接なされる場合に限られ、文書を送付して相手にその内容を了知させる方法によりなされる場合を含まない。

オ. 犯人が自己の刑事事件の裁判に必要な知識を有する証人を威迫した場合、証人等威迫罪が成立する。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第13問】（配点：3）

次の【事例】に関する後記1から5までの各【記述】を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.18]，[No.19] 順不同）

【事例】

甲は、覚せい剤の密売人である乙から、偽造した1万円札と引換えに覚せい剤をだまし取ろうと考え、1万円札の偽造に使用する目的で、作業部屋を自己名義で賃借した上、印刷機及び印刷用紙を購入して同部屋に運び込み、それらを使用して1万円札100枚を偽造した。(①)

その後、甲は、ホテルの部屋で乙と会い、乙に対し、100万円相当の覚せい剤（以下「本件覚せい剤」という。）の代金として、偽造した1万円札100枚を渡した。乙は、甲から渡された1万円札が偽札であることに気付かずに、甲に対し、本件覚せい剤を渡し、甲は、これを持って同部屋を出た。(②)

甲は、本件覚せい剤をホテルの駐車場に駐車中の自己の自動車内に置いたところ、甲が乙に渡した1万円札が偽札であることに気付いて追い掛けてきた乙から、本件覚せい剤を返還するように求められた。甲は、本件覚せい剤の返還を免れるため、殺意をもって乙の首を両手で絞めて乙を殺害した。(③)

その数日後、甲は、本件覚せい剤を所持しているのを警察官に現認され、覚せい剤取締法違反の現行犯人として逮捕され、A警察署に連行された。警察官丙は、A警察署の取調室において、甲の弁解録取手続を行い、甲の供述内容を弁解録取書に記載した上、同弁解録取書を甲に手渡しして内容の確認を求めたところ、甲は、署名押印する前に同弁解録取書を両手で破った。(④)

甲は、同取調室から逃げ出し、A警察署の敷地外に出た。(⑤)

【記述】

1. ①について、甲が作業部屋を自己名義で賃借した行為は、通貨偽造罪の予備行為に該当することから、その段階で甲には通貨偽造等準備罪が成立する。
2. ②について、甲には詐欺罪が成立し、偽造通貨行使罪は詐欺罪に吸収される。
3. ③について、覚せい剤は、法定の除外事由なく所持することが禁じられた物であるが、甲は、本件覚せい剤の返還を免れるために乙を殺害していることから、甲には強盗殺人罪が成立する。
4. ④について、丙が作成した弁解録取書には、甲の署名押印がないが、甲の供述内容が記載されていることから、甲には公用文書等毀棄罪が成立する。
5. ⑤について、甲は、逮捕中に逃走し、A警察署の敷地外に出ていることから、甲には単純逃走罪が成立する。

[刑事訴訟法]

[第14問] (配点：3)

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。(解答欄は、アからオの順に [No.20] から [No.24])

- ア. 強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであって、この程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合がある。[No.20]
- イ. 荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査機関が、捜査目的を達成するため、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、その荷物に外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察した行為は、任意処分として許される。[No.21]
- ウ. 捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合があると解すべきであるが、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解すべきではなく、かかる行為は、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況の下で相当と認められる限度でのみ許容される。[No.22]
- エ. 警察官が、交通取締りの一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などをすることは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法である。[No.23]
- オ. 酒気帯び運転の疑いが生じたため、酒気を検知する旨告げたところ、運転者が急に反抗的態度を示し、エンジンのかかっている自動車の運転席に乗り込んで発進させようとしたので、警察官が運転席の窓から手を差し入れエンジンキーを回転してスイッチを切った場合、この行為が適法とされることはない。[No.24]

[第15問] (配点：2)

現行犯逮捕に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.25])

- ア. 30万円以下の罰金に当たる罪については、犯人の住居又は氏名が明らかでない場合に限り、現行犯逮捕することができる。
  - イ. 罪を行い終わってから間がないと認められないときでも、罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があり、急速を要する場合には、現行犯逮捕することができる。
  - ウ. 未遂犯の処罰規定のある犯罪の実行に着手した者については、その犯罪が既遂に達していなくとも、現行犯逮捕することができる。
  - エ. 私人でも、現行犯逮捕することができる。
  - オ. 現行犯人の引致を受けた司法警察員は、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任できることを告げなければならない。
1. ア イ    2. ア オ    3. イ ウ    4. ウ エ    5. エ オ

【第16問】（配点：3）

次の【事例】は、被疑者甲の身体拘束の経過である。甲の勾留期間の満了日は後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.26】）

【事例】

司法警察員Xは、平成28年10月1日、L地方裁判所裁判官から、被疑者を甲、罪名を傷害、有効期間を「平成28年10月8日まで」などとする逮捕状の発付を受け、同月6日午後6時、甲を逮捕した。その後、Xは、同日午後7時、甲をM警察署に引致し、司法警察員Yは、同月7日午後4時に甲を書類及び証拠物とともにL地方検察庁検察官に送致する手続をした。同日午後4時30分に送致を受けたL地方検察庁検察官は、同月8日午後3時、L地方裁判所裁判官に、逮捕事実と同じ被疑事実で甲の勾留を請求し、L地方裁判所裁判官は、同月9日午後1時、被疑者を甲、罪名を傷害、有効期間を「平成28年10月16日まで」などとする勾留状を発付した。これを受けて、司法警察員Zは、同月9日午後1時20分、同勾留状を執行し、同日午後2時、甲をM警察署に勾留した。その後、甲の勾留期間は延長されなかった。

1. 平成28年10月15日
2. 平成28年10月16日
3. 平成28年10月17日
4. 平成28年10月18日
5. 平成28年10月19日

【第17問】（配点：2）

身体検査に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、【No.27】）

- ア. 捜査機関から鑑定の囑託を受けた者は、鑑定処分許可状に基づき、身体検査を拒否する者に対して、直接強制として身体検査を行うことができる。
- イ. 捜査機関が身体の拘束を受けている被疑者の顔写真を撮影するには、身体検査令状による必要はない。
- ウ. 捜査機関が女子の身体を検査する場合、身体検査令状に医師又は成年の女子を立ち合わせる旨の条件が付されていない限り、これらの者を立ち合わせる必要はない。
- エ. 捜査機関が人の着用している下着の中を捜索して物を差し押さえるためには、捜索差押許可状によれば足り、併せて身体検査令状の発付を受ける必要はない。
- オ. 捜査機関が人の身体から直接強制として尿を採取するには身体検査令状による必要がある。

1. ア ウ    2. ア オ    3. イ エ    4. イ オ    5. ウ エ

【第18問】（配点：3）

検察官が一罪の一部だけを起訴することができるかに関する次のアからオまでの各記述のうち、肯定説の立場からの論拠となり得るものには1を、肯定説の立場からの論拠となり得ないものには2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.28】から【No.32】）

- ア. 実体的真実の発見という刑事訴訟法の趣旨に反する。【No.28】
- イ. 検察官には、起訴、不起訴の裁量権が認められている。【No.29】
- ウ. 裁判所の訴因変更命令には形成力はないとされている。【No.30】
- エ. 刑事訴訟法は当事者主義に立ち、訴因制度を採用している。【No.31】
- オ. 被告人に利益になる場合も多い。【No.32】

〔第19問〕（配点：2）

次のアからオまでの罪名のうち、一定の期間を経過することによって公訴時効が完成するものの個数は、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、[No.33]）

- ア. 殺人
- イ. 殺人未遂
- ウ. 強盗致死
- エ. 保護責任者遺棄致死
- オ. 傷害致死

1. 0個    2. 1個    3. 2個    4. 3個    5. 4個    6. 5個

〔第20問〕（配点：2）

第1回公判期日後の保釈、勾留の取消し、勾留執行停止に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.34]）

- ア. 裁判所は、保釈を許すときには、検察官の意見を聴かななければならないが、保釈の請求を却下するときには、検察官の意見を聴かなくてもよい。
- イ. 裁判所は、検察官の請求がなくとも、職権で保釈を取り消すことができる。
- ウ. 勾留されている被告人の配偶者は、被告人と独立して、裁判所に対し、被告人の保釈の請求をすることができる。
- エ. 勾留の必要がなくなったとき、検察官は、裁判所に対し、被告人の勾留の取消しを請求することができる。
- オ. 被告人から勾留執行停止の申立てがあった場合、裁判所は、勾留の執行を停止するか否かの裁判をしなければならない。

1. ア イ    2. ア オ    3. イ ウ    4. ウ エ    5. エ オ

〔第21問〕（配点：2）

訴因変更に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、〔No. 35〕）

ア. 「乙が公務員Aに賄賂を供与した際、これを幫助した。」という贈賄幫助の訴因で起訴された甲について、「乙と共謀の上、公務員Aに賄賂を供与した。」という贈賄の共同正犯の事実を認定するには、訴因変更の手續を要しない。

イ. 「Aを脅迫して現金を強取した。」という強盜の訴因で起訴された甲について、脅迫が相手方の反抗を抑圧するほど強度ではなかったことを理由に「Aを脅迫して現金を交付させた。」という恐喝の事実を認定するには、訴因変更の手續を経なければならない。

ウ. 「甲は、公務員乙と共謀の上、乙の職務上の行為に対する謝礼の趣旨で、丙から賄賂を收受した。」という収賄の訴因を、「甲は、丙と共謀の上、公務員乙の職務上の行為に対する謝礼の趣旨で、乙に対して賄賂を供与した。」という贈賄の訴因に変更することは、收受したとされる賄賂と供与したとされる賄賂とが同一であったとしても、公訴事実の同一性を欠き、許されない。

エ. 「甲が銅板を窃取するに際し、犯行供用物件を貸与して窃盜の幫助をした。」という窃盜幫助の訴因を、これと併合罪関係にある「甲が窃取した銅板を、盜品と知りながら買い受けた。」という盜品等有償譲受けの訴因に変更することは、公訴事実の同一性を欠き、許されない。

オ. 「Aに対し、殺意をもって獵銃を發射して殺害した。」という殺人の訴因で起訴された甲について、証拠上、殺人の訴因については無罪とするほかなくとも、これを重過失致死という相当重大な罪の訴因に変更すれば有罪であることが明らかな場合、裁判所は、例外的に、訴因変更を促し又はこれを命ずる義務がある。

1. ア ウ    2. ア エ    3. イ ウ    4. イ オ    5. エ オ

【第22問】（配点：2）

次の【事例】における証人尋問について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.36]）

【事例】

検察官は、甲に対する傷害被疑事件の捜査において、目撃者Wを取り調べて供述録取書（以下「検察官調書」という。）を作成した上、甲を傷害罪で地方裁判所に起訴した。検察官は、公判において、検察官調書の取調べを請求したが、弁護人は、これを証拠とすることに同意しなかった。そこで、検察官は、Wの証人尋問を請求した。裁判所は、Wが病気で入院していたため、検察官及び弁護人の意見を聴いて、Wの入院先の病院においてWの証人尋問を実施することを決定した。その後、同病院において、Wの証人尋問が実施されたところ、Wは、検察官調書の内容と相反する供述をした。

【記述】

- ア. 弁護人は、裁判所がWの証人尋問の実施場所を病院と定めたことについて、相当でないことを理由として適法に異議を申し立てることはできない。
- イ. 甲及び弁護人は、いずれも裁判所の許可を得なければ、Wの証人尋問に立ち会うことができない。
- ウ. 裁判所は、病院でWの証人尋問を実施するに当たっては、その証人尋問を公開しなければならない。
- エ. 裁判所は、Wの証人尋問の実施後、その結果を記載した調書を公判廷で取り調べなければ、証人尋問におけるWの供述内容を事実認定に用いることができない。
- オ. Wの証人尋問が公判期日において行われぬ限り、検察官調書の証拠能力を認める余地はない。

1. ア ウ    2. ア エ    3. イ ウ    4. イ オ    5. エ オ

【第23問】（配点：2）

次の【事例】は、甲が自動車を運転中、これを自転車に乗っていたVに衝突させて同人を死亡させ、そのまま逃走を図った過失運転致死及び道路交通法違反（不救護・不申告）被告事件に関する公判での検察官の立証活動を記述したものである。各証人に対して書面、図面等を示してした尋問に関する各下線部分の趣旨について、後記【記述】の（a）から（c）までのいずれかに結び付けた場合、（a）に結び付くものの個数は、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、【No.37】）

【事例】

検察官Xは、事故現場の道路状況、スリップ痕の位置、Vの自転車が転倒していた場所、自動車の破片が散乱していた位置等が記載された実況見分調書を作成した警察官Aに対する証人尋問において、Aが「事故現場の道路状況等を正確に観察し、その結果を実況見分調書に正確に記載した。」旨証言したので、（ア）同実況見分調書をAに示して尋問したところ、Aは、「この実況見分調書は、今話をした実況見分調書で間違いありません。」旨証言した。

次に、Xは、事故状況を目撃し実況見分に立ち会ったBに対する証人尋問において、Bが「交差点の中央付近で衝突した。」旨証言したことから、（イ）現場付近の地図の写しを示し、事故の際にBが立っていた位置及び衝突位置を同地図の写しに記入するよう求めたところ、Bは、同地図の写しに、立っていた位置及び衝突位置を記入した。続いて、Bは、「事故後の被告人運転車両の動きは覚えていない。」旨証言したが、捜査段階においては、Xに対し、「被告人は、事故後、コンビニ前の路上で一旦自動車を止め、被害者の様子を見たものの救護措置を講ずることなく逃走した。」旨供述していたことから、Xは、「被告人は、その後、コンビニ前の路上で、一旦自動車を止めていなかったか。」などの誘導尋問を行った。それにもかかわらず、Bが「覚えていない。」旨証言したことから、Xは、（ウ）コンビニエンスストアが写った事故現場付近の写真を示して尋問したところ、Bは、「思い出しました。事故現場から約30メートル西方のコンビニ前の路上で、被告人は、一旦自動車を止め、被害者の様子を見たものの救護措置を講ずることなく逃走しました。」旨証言した。

また、Xは、甲の自動車の一部破損したヘッドライトと路上に散乱していたガラス片の各破断部分が整合することを立証するため、同ガラス片を押収した警察官Cに対する証人尋問において、（エ）同ガラス片をCに示し、これをCが自ら押収したかどうかを尋問したところ、Cは、「このガラス片は間違いなく自らが押収した物である。」旨証言した。

さらに、Xは、甲の自動車がVの自転車のどの位置に衝突したのかを鑑定したDに対する証人尋問において、Dに対し、衝突箇所を尋問し、Dは、「自転車の前輪右側部と自動車の左前部が衝突した。」旨証言した。Xは、Dが衝突状況をシミュレーションした図面を鑑定書に添付していたことから、（オ）同図面を法廷内のスクリーンに映写した上、事故状況の詳細について尋問したところ、Dは、同図面を利用して事故状況を証言した。

【記述】

- （a） 書面又は物に関しその成立、同一性その他これに準ずる事項について証人を尋問する場合において必要があるとき
- （b） 証人の記憶を喚起するため必要があるとき
- （c） 証人の供述を明確にするため必要があるとき

1. 0個    2. 1個    3. 2個    4. 3個    5. 4個    6. 5個

〔第24問〕（配点：3）

次の【事例】は、被告人甲に対する傷害被告事件の公判手続である。同手続に関する後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、アからオの順に〔No.38〕から〔No.42〕）

【事例】

甲は、冒頭手続において、甲がVの頭部を鉄パイプで殴打し、加療約1か月間の傷害を負わせた旨の公訴事実につき、これを認める旨の陳述をし、弁護人も被告人と同旨であるとの意見を述べた。

検察官は、公訴事実を立証するため、証拠書類のほか、Vの血液が付着した鉄パイプの証拠調べ請求を行い、弁護人は、証拠書類全てを証拠とすることに同意し、鉄パイプの証拠調べについては異議がない旨の意見を述べた。

検察官請求証拠の証拠調べ終了後、弁護人は、甲とVとの間の示談書及び甲がV宛てに郵送した反省文の写しの証拠調べ請求を行い、検察官は、これら全てを証拠とすることに同意した。

【記述】

ア. 検察官が、立証趣旨が同一で、内容が重複するVの供述調書2通を請求した場合、裁判所は、弁護人が証拠とすることに同意している以上、いずれの供述調書も証拠として採用する決定をしなければならない。〔No.38〕

イ. 証拠として採用する決定があった証拠書類の取調べについては、必ず朗読の方法で行わなければならない。〔No.39〕

ウ. 検察官は、鉄パイプの証拠調べにおいて、鉄パイプを被告人に展示する際、事件との関連性を被告人に質問しなければならない。〔No.40〕

エ. 示談書の原本が取り調べられた後、弁護人は、裁判所の許可を得て、示談書の写しを提出することができる。〔No.41〕

オ. 裁判所は、反省文の原本を取り調べることができない以上、その写しを証拠として採用する決定をすることはできない。〔No.42〕

〔第25問〕（配点：2）

次の【見解】を前提とした場合、後記アからオまでの【記述】のうち、厳格な証明を要する事実として正しいものの個数は、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、〔No.43〕）

【見解】

刑罰権の存否及び範囲を定める事実については、証拠能力があり、かつ、適式の証拠調べを経た証拠による証明（厳格な証明）を要する。

【記述】

ア. 共謀共同正犯における共謀の事実

イ. 累犯加重となる前科

ウ. 暴行事件において、被告人が争っていない暴行事実

エ. 勾留の要件の1つである被告人が定まった住居を有しない事実

オ. 事後強盗事件において、被告人に逮捕を免れる目的があった事実

1. 0個    2. 1個    3. 2個    4. 3個    5. 4個    6. 5個

【第26問】（配点：2）

被告人甲以外の者の供述を録取した次のアからオまでの各調書のうち、刑事訴訟法第321条第1項第1号の裁判官の面前における供述を録取した書面は幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、【No. 44】）

- ア．第1回公判期日前の証人尋問調書
- イ．民事事件における証人尋問調書
- ウ．乙の刑事事件における証人尋問調書
- エ．乙の刑事事件における被告人質問調書
- オ．少年丙の保護事件における証人尋問調書

- 1． 0個    2． 1個    3． 2個    4． 3個    5． 4個    6． 5個